

平成 26 年度第 2 回いはらっこの子育て支援会議議事録

開催日時：平成 26 年 8 月 10 日 10 時～12 時

開催場所：市原市役所 3 階 大会議室

出席委員：深谷委員、西川委員、松本委員、西村委員、嶋澤委員、中村委員、
石井委員、鵜田委員、押元委員、上町委員、伊藤委員、東樹委員、
松山委員、（13 名出席）

事務局：子育て支援部：佐藤部長、渡邊次長

子ども福祉課：鈴木課長、鈴木主幹、中島係長、引田主任、南雲主事

保育課：三原課長、遠山補佐、秋葉係長、積田主事

傍聴者：1 名

議題

(1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について

(2) 保育の必要性の認定基準等について

その他

(1) 今後のスケジュールについて

【配布資料】

会議次第

委員名簿

資料 1 量の見込みの補正について

資料 2 教育・保育の量の見込みと確保方策 計画期間中の推移（27～31 年度）

資料 3 H31 年度 量の見込みと確保方策（地区別）

資料 4 市原市保育の必要性の認定に関する基準について

会議経過

1. 委嘱状の交付

部長	・鈴木委員の後任として、上町氏に委嘱状を交付した。
----	---------------------------

2. 開会

事務局	・ 開会宣言 (規定に基づき、1/2以上委員の出席、会議の成立を報告) ・ 事務局紹介 ・ 資料確認
-----	---

3. 傍聴人入室

傍聴人	・傍聴人1名が入室
事務局	・傍聴人におかれましては、傍聴要領に基づき、傍聴していただきますようお願いいたします。

4. 会長挨拶

会長	・本日は、足もとの悪いなか平成26年度第2回目となるいはらっこの子育て支援会議に出席をいただき、誠にありがとうございます。 本日も検討をよろしく申し上げます。
----	--

5. 議事録の確定方法について

会長	・議事録の確定方法につきましては、あらかじめ指名された委員による承認とします。本日の会議に関わる議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は松本委員、押元委員を指名いたします。 よろしく申し上げます。
----	---

6. 議題

(1) 教育保育の「量の見込み」と「確保方策」について

会長	(1) 教育保育の「量の見込み」と「確保方策」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>・「資料1 量の見込みの補正について」により、</p> <p>①3歳未満児について、育児休業の取得を反映した量の見込み</p> <p>②3歳以上児について、幼稚園利用希望時期を反映した量の見込み</p> <p>③2号認定子どもの教育・保育利用の分類を考慮した推計方法の見直し</p> <p>について説明。</p> <p>3歳未満児の育児休業を反映した量の見込みについては、案3としたい旨を提案。</p> <p>・「資料2 教育・保育の量の見込みと確保方策 計画期間中の推移(27～31年度)」</p> <p>「資料3 H31年度 量の見込みと確保方策(地区別)」により、平成27年度から平成31年度までの市全体での量の見込みと現在の確保方策の状況、平成31年度における地区別の量の見込みと現在の利用定員の状況を説明。</p>
会長	・事務局からの説明について、質問、意見等がございましたらお願いします。また、事務局から案3を採用したい旨の提案について承認の可否についても伺いたいと思います。
会長	・特に、質疑、意見等はなく、案3の採用についても承認をいただいたため(1)教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」については、議事を終了します。

(2) 保育の必要性の認定基準等について

会長	・事務局は、(2) 保育の必要性の認定基準等について、説明してください。
事務局	<p>・「資料4 市原市保育の必要性の認定に関する基準について」により、</p> <p>①子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)で示された保育の必要性の認定事由(市が定める就労時間の</p>

	<p>下限を含む。)</p> <p>②「保育の必要量の区分」(保育標準時間・保育短時間)についての検討状況</p> <p>③優先利用の取扱い</p> <p>について説明。</p>
会長	<p>・事務局からの説明について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>・保育の優先利用の決定の際、虐待であったり保護者が障害を持っていたり、その他様々なケースがありますが、知識や経験のある専門家に入ってもらい、専門的な知見を踏まえて決定してほしいと思います。</p>
事務局	<p>・今後、検討し調整して参ります。</p>
委員	<p>・保育の優先利用について、保育士や幼稚園教諭等、子どもが関わる職に就いている者の他に、介護士も子どもがいる場合、保育所に預けないと働き続けることが困難である。現在、職員が集まらない理由として「子どもを預けられないから」というケースが多いのも現状です。優先利用については、こうした職業の方々についても配慮をお願いしたい。</p>
事務局	<p>・保護者の職業による優先利用の取扱いについては、一般の会社員の方々との整合、及び理解が必要となることから慎重に議論すべき事項と認識しています。今回提示した「保育士等の子ども」にあつては、待機児童対策の一環として経過措置を設けるなど、具体的な運用を含め、次回以降の会議で、検討内容を提示し、ご意見をいただきたいと考えています。</p>
委員	<p>・保育所に入所する場合の調整指数とは何か。どのような仕組みなのか教えていただきたい。</p> <p>・資料4 P13に優先利用等の本市基準案として、⑨その他市町村が定める事由に「認可保育所等に勤務する保育士等の子ども」となっているが「等」には何が含まれていますか。</p>
事務局	<p>・1点目の質問について、調整指数とは、保育所入所の際、優先順位を決めるために使う指数の一つです。基本指数と調整指数に分かれています。最初に家庭の就労状況や疾病・障害等の状況を基本指</p>

	<p>数として算出します。この基本指数に加算されるのが調整指数です。調整指数の項目としては、児童の状況、祖父母の同居の状況、家庭内環境等があり、これらを配慮して指数化し算出します。</p> <p>※追加資料として「保育所入所指数表」を配付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2点目の質問について、現状「認可保育所等」には、認可保育所、認定子ども園、地域型保育所が含まれています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・優先利用については、それだけみると資格や免許をもっていないと対象とならないという印象を持ってしまいがちです。親は全員ニーズを持っていることを前提に仕組みを考えていただきたいと思います。 ・待機児童数と待機されている家庭の状況を教えてください。例えば障害児であっても保育所に入れない家庭があるのでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童は、平成26年8月1日現在時点で111名、この内、障害児と判断している児童は13名です。現在、入所判定においては、児童の状況をもって優先利用を行っていないことから障害児であっても保育所に入れない児童は居るものと認識しております。待機児童の中には、認可外保育施設に通っているケースもありますが、補助金制度があるため、これに申請してもらい、対応しているケースもあります。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児が保育園に入居した後のケアはどのようなしくみになっているのですか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現行、市原市障害児保育審査会において、対象となる障害児に対して保育士が何人で対応することが適切なかを判断し、それに沿って障害児対応保育士を充当しています。1：1の場合もあれば、1：3（障害児）などの場合もあります。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児対応保育士は、専門の保育士でしょうか、普通の保育士でしょうか。障害児対応には深い知識が必要となります。普通の保育士が日々の中で専門知識を身につけていくことは難しく、外部から見聞きした浅い知識しか持てないのが現状です。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、専門家は配置していません。今後検討して参ります。ただし、これまでも障害児対応に当たっては研修を行っています。新制度移行後はさらに研修強化を進めていくこととなります。また、

	市の発達支援センター、小学校の特別支援学級等との連携も強化して参りたいと考えています。
会長	・委員の皆様の経験の中で、施設で障害児を受け入れることなどによる課題等があれば、ご教授ください。
委員	・3歳児検診で初めて、保健師等に、成長、言語障害、発達障害等を指摘され、親も気づくというケースが非常に多く、実際はもう少し早い時期、例えば、0歳から2歳の間に専門家が判断できるとよいと思います。
委員	<p>・昨今、多くの家庭では、子どもが生まれてから数年は、他の子どもと自分の子どもを比べる環境がない場合が多いため、保育園や幼稚園に入ってから子どもの障害について気づくケースも少なくありません。内面的な情緒障害も含めて、本来は1歳半検診等の早い時期から確認していくようなきっかけがあると良いと思います。</p> <p>現状、園として、そうした子どもの状況に気づいた場合の対応としては、単純に発達等が遅れているだけということもあるため、むやみに扱えない状況があります。まずは発達支援センターを通じて市に連絡し、園でも長期的にお子さんの様子を見ながら、探りながら親に伝えていきます。1～2年かけて段階を経て伝えていくというケースもあります。伝える場合には、昨今、個人情報保護の側面も厳しいため、必ず、園長が対応することとしています。現実には、身近な例としても、結果的に重度な障害があると判明するケースもあるため、非常に難しい問題であると認識しています。</p>
委員	・保育園や幼稚園などは、親よりも長い時間一緒にいるため気づく機会も多い環境にありますが、気づいた後の対応をどのようにしていくかは、園として非常に難しい問題であると認識しています。素直に受け入れられない親が多く、誰にでも伝えることは難しい状況です。
委員	・新制度に移行し、障害児を受け入れる施設側の補助はどのようになりますか。
事務局	・現在は、障害児を受け入れる施設への加算等はありません。今後、国としてどのように対応する方針なのかも不明です。

委員	・幼稚園と老人ホームのようなものが併設されており、一体的に整備されている施設はありますか。
委員	・全国の事例としてはありますが、市原市にはありません。こうした施設があれば、世代を超えて交流ができるため素晴らしいことだと思います。
会長	・委員の皆様、様々な意見等をありがとうございました。皆様の意見を踏まえ（２）保育の必要性の認定基準等については、承認をいただきました。

会長	・本日の議題は全て終了いたしました。その他、質問や意見がないようなので、ここで議事を終了します。 ご協力ありがとうございました。
----	---

7. その他

事務局	・次回の本会議の開催は、9月上旬を予定しています。
-----	---------------------------

8. 閉会

事務局	・閉会宣言
-----	-------